

避難行動要支援者に係る個別避難計画の作成促進について

背景

- 災害対策基本法改正により、個別避難計画について、市町村に作成が努力義務化された。
- 内閣府により「個別避難計画作成モデル事業」を実施することとなり、京都府として応募。（府内3市町村からも応募）

内閣府モデル事業

- 市町村が効果的・効率的な作成プロセスのモデルを創出し、都道府県域内でモデルを展開する取組を支援するもの。
- 市町村は、個別避難計画作成プロセス（作成手順や関係者の選定等）の構築及び計画策定を実施する。
- 都道府県は、市町村事業の成果等を共有する場を設定し、普及促進するなどの取組を支援する。

京都府の取組内容

- 福祉部局、防災部局が市町村にヒアリングを実施し、市町村ごとに個別避難計画作成に係る現状及び課題を洗い出す。
- 地域のハザード情報、避難行動要支援者の状況、居住実態等から、個別避難計画作成の優先度の考え方について一定の基準を検討する。
- 福祉施設関係団体等とも連携し、各市町村で最適な計画作成プロセスの構築ができるよう支援する。